

1-187-1

環境影響評価書

—(仮称)東京サービスステーション建設事業—

平成12年1月

太平洋セメント株式会社

1 総括

1.1 事業者の名称及び所在地

名 称：太平洋セメント株式会社 代表取締役社長 木村道夫
所在地：東京都千代田区西神田三丁目8番1号

1.2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：（仮称）東京サービスステーション建設事業
事業の種類：工場の設置

1.3 対象事業の内容の概略

現在、当社は東京港晴海ふ頭においてセメント製品の物流施設を保有しているが、晴海ふ頭を含む「豊洲・晴海開発基本方針（東京都）」（資料編p.1～18に示す）に伴い、この施設の移転先として東京都江東区若洲32番（15号地内）に新たなセメント及びセメント系固化材の物流基地を建設するものである。

事業内容の概略は、表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

事業名称	（仮称）東京サービスステーション建設事業
建設地	東京都江東区若洲32番（15号地内）
敷地面積	42,632.79㎡
建築面積	約9,400㎡（建築物及びその他の構築物）
最高高さ	約45m（セメントサイロ）
主要施設	セメントサイロ9基、セメント系固化材サイロ1基 セメント及びセメント系固化材出荷設備、倉庫、事務所等
使用目的	セメント及びセメント系固化材の貯蔵・出荷
用途地域	工業専用地域
工事予定期間	平成12年4月～平成14年3月（予定）

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び地域の概況を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1 大気汚染	<p>供用時の大気質濃度は、一酸化炭素及び二酸化硫黄についてはいずれも環境基準値を下回っている。</p> <p>二酸化窒素濃度は現況において環境基準値を上回っている。関連車両の走行による大気質への二酸化窒素付加率は、0.2%であり、係留船舶と施設敷地内の関連車両からの排出ガスによる大気質への二酸化窒素付加率は3.3%であり、影響を及ぼす範囲も計画地及び関連車両走行ルート沿道近傍に限られる。</p> <p>係留船舶による、ばい煙排出量の低減を図るため、荷役設備の効率化の推進と停泊時間の短縮に努める。</p> <p>関連車両の適正な運行管理を図るとともに、車両の定期的な整備・点検及び排ガス規制最新適合車への更新に努める。</p>
2 騒 音	<p>工事中の工事用車両により増加する道路交通騒音レベルは道路端で1dB以下である。供用時の関連車両により増加する道路交通騒音レベルも道路端で1dB以下である。工事中及び供用時における道路交通騒音レベルはいずれもすべての時間区分で環境基準値を下回っている。</p> <p>工事中の建設作業騒音レベルは敷地境界上で67～71dBであり、東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の勧告基準値を下回っている。但し、計画地は勧告基準の適用にならない地域である。</p> <p>供用時の工場・事業場騒音レベルは敷地境界上で51～53dBであり、東京都公害防止条例に基づく工場の規制基準値以下である。但し、計画地の用途地域は工業専用地域に指定されており、規制基準は適用にならない。</p>
3 振 動	<p>工事中の工事用車両により増加する道路交通振動レベルは道路端で1dB以下である。供用時の関連車両により増加する道路交通振動レベルは道路端で2dB以下である。工事中及び供用時における道路交通振動レベルは、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を下回り、東京都公害防止条例に基づく日常生活等の規制基準値をも下回っている。</p> <p>工事中の建設作業振動レベルは敷地境界上で33～51dBであり、東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の勧告基準値を下回っている。但し、計画地は勧告基準の適用にならない地域である。</p> <p>供用時の工場・事業場振動レベルは敷地境界上で25～36dBであり、東京都公害防止条例に基づく工場・指定作業場の規制基準値を下回っている。但し、計画地の用途地域は工業専用地域に指定されており、規制基準は適用にならない。</p>
4 景 観	<p>計画建築物による地域景観の特性及び代表的な眺望地点からの眺望の変化は、現況の工場や物流施設中心の景観特性に対して、中景域、遠景域では質的な変化を与えることはなく、近景域でも、視野に占める割合はやや大きい。周辺の土地利用は木材ふ頭、危険物ふ頭及び海城であることから、現況の地域景観特性を大きく変化させるものではない。なお、計画建築物の外観は周囲との調和を図り、計画地周囲には中高木を植栽するなどの配慮を行う。</p>

1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の主な修正の概略は、表1.5-1に示すとおりである。

表1.5-1 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
5 現況調査、予測及び評価 5.2 騒音	予測結果	供用時の工場・事業場騒音レベルの中に係留船舶による騒音予測結果を追加した。
5.4 景観	調査結果	都市の景観の保全に関する方針等に「東京都江東区都市景観条例」を追加した。
(資料編)	評価	「東京都江東区都市景観条例」に基づき良好な景観形成に努めることを追加した。
5 現況調査、予測及び評価 5.2 騒音	予測結果	係留船舶による騒音予測結果を追加した。 等価騒音レベルによる道路交通騒音予測結果を追加した。